

83 明治16年9月28日 菊池たよ

御しらせ申のこし計りありておくのにしけられまて

此間申上候狐崎方忠兵衛さん嘶しくれ候所日々つゝも渡くれ候様致し可よくかんかいて私エ参ると申居候よし拾円計りツゝ受取てもよろしく哉十円ツゝの月ふニしてハあまり長くかゝり其上外川のよふニ行たくなとエこしよ付られてハ成不申今夕何共申参り不申候へ共いまた十円ツゝよごしと申参り候ハゞ旦那エきいてからあいさつしると申おき候また此間も申上候返り(抹消)〔忠兵衛さんエ御頼〕おまい忠兵衛さん頼狐崎の内事受合と申事なら十二月と来七月ニ正もん書かいさせ候方もよろしくよろしく哉いかにしてよいかおかんかへの上お示被下度又井筒屋が昨年米付入のせつのは書受取のこしくれ度と申参り此春おまいセつかくたつね見付だと申たよふニおほへ居候また古用たんしあたりさかし候へ共見あたり不申おるならもとし遣てよくハすまい所おまへ被成候ハおしらせ被下度此間大矢様御出被下いろくづ咄もしる内米相ばの咄しなとして同人宅御屋敷の御米とりあつかへむり申付られめいわくしこくと咄候ゆへ私しも米うる事ハ一ばんめんどうな物のよしにて人たミ計り致し候へはたれとこゝできある申者も無こまるからとう致しでよい者かと咄し候所大矢殿申ニハ米持っているなら今の内こうる方と申又もみの咄しも致し春まで持て居るほうか今うるほうかときゝたれハ来

年もさいわい見るまでならとうもいわれじ四五月あたりのみこみなら今の方と申されしゆへ九十九さんエ相段致し忠兵衛さん方エも相段致候所常ならハもつうん皆も同ゐのよし尤ねた人ハ只今の所にて今引三円五十銭くらいニ御座候難出来候ハゞ新米二円五十銭もはつれ申べぐのみごみのよし来年の四五月ニ成ても四円とハ参り間しくのみこみのよしとへば春に成てからもみ引く事ニしれハ物もみと仕かへる事もならし米ねたんも上からぬつハだめ又みこみ高くなり候ハゞ今うりてハ申わけ無くもしれ不申候へ共おまいもみ仕かい方とおふせゆへとうねんいよくもみよろしくむねんおどうどしのもみ五年持ならとうねんのハ七年もちと申頃よりばんニ御座候ゆへとうでしかいる方ニ致し古もみ皆引かせる事ニも長四郎大吉エ頼申候又本の通りつるこ板蔵エもみニてはからセおきねたんよきセつ引立うる方内と横田殿エ入る分ハかこいとみておい申可哉と存居候それにてよろしく哉伺申候今引うり候ニもいねかりさかりニ成候ハゞ出し方を市太郎申居候又只今石のまきエ米少しつゝおくられ候ニ付少し上りめのよし其ためか米ほしいなと申来る者もありうるると申セハやく市のせわにて井筒屋あるのこり米よい分ハ三円三十銭ふへ請成居候分ハ二十五銭ニうる事と昨日とりきめ申候おあんし被下候へ共同ひおしらせまて早々申上候

九月廿八日

たよ

武夫さま

(封筒表)

「東京京橋区加賀町拾八番地

菊池 武夫 との

用事 平信」

(封筒裏)

「外加賀野

(消印1) (消印2)

菊池多代

より

(消印1)

「盛岡・陸中・九・二九・午後」

(消印2)

「東京・一六・一〇・四・カ」